

議 案 第 90 号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第17条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける

ことができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明の申請等を開始することに伴い、必要な事項を定めるため、本案を提出する。